

## 研究データ等の保存及び管理に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、川村学園女子大学における研究データ等の保存及び管理に関して必要な事項を定め、研究成果の第三者による検証可能性を確保することで、研究データ等の保存及び管理によって生じる研究不正リスクを防止することに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、各用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1)「研究データ」とは、生データ、実験・観察ノート、アンケート結果、インタビュー記録、印刷物、書物・論文等、研究のために収集したすべての情報をいう。
- (2)「試料・標本」とは、実験のために用いたすべての試料・試薬・標本・装置のことをいう。
- (3)「研究データ等」とは研究データ及び試料・標本のことをいう。
- (4)「保存」とは、研究データ等を各々定められた期間保有することをいう。
- (5)「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する教職員及びそれらの者の研究に協力する者並びに本学の施設・設備・研究費等を利用する者をいう。

### (保存対象)

第3条 この規程において、保存の対象となるのは、競争的資金等文部科学省の予算配分又は措置に基づき、研究者等により発表された研究成果に関する研究データ等であり、本学予算に基づき発表された研究成果も全て対象である。

- 2 研究成果の発表にはワーキングペーパー、ディスカッションペーパー、学会等での口頭発表、インターネットでのディスカッション(客観的なデータ・資料を提示して科学コミュニティに向かって公開する場合)を含む。

### (管理責任)

第4条 研究データ等は研究者等の責任において、管理保存する。

- 2 複数の研究者が共同で研究を実施する場合においては、各研究者がデータを保存し、研究代表となる者が全てのデータ保存状況について把握する。
- 3 前項に定める研究代表となる者とは、科学研究費助成事業等における研究代表者、それ以外の研究活動において定めがある場合の代表者及び定めのない場合は研究開始前に研究者間で決めた者をいう。
- 4 研究者等は、発表した研究成果の研究データについて、個々の研究者単位で管理簿等を作成するとともに、追加的研究成果を発表した場合には、それに用いた情報を追記して管理しなければならない。

### (保存期間)

第5条 研究データ等の保存期間は、次の3種類とする。

- (1)研究データは10年保存とする。
- (2)試料・標本は5年保存とする。ただし、固定資産減価償却基準により5年以上の耐用年数が定められている場合はそれに従う。廃棄については、基準に基づき実施することができるが、競争的資金により取得した場合は当該競争的資金の定めが優先する。

(3)法令又は配分機関による保存期間の定めがある場合はそれに従う。

2 保存期間の起算日は、そのデータを用いた研究成果を発表した日の属する事業年度の翌事業年度のはじめとする。論文については掲載日が研究成果を発表した日となる。

(他の媒体による保存)

第6条 研究データ等は第1条に定める目的を妨げない限り、次の各号に定めるところにより他の媒体に保存することができる。

(1)書物及び論文については、各研究成果発表と対応する文献リストを作成して保存することができる。

(2)前号以外の研究データ等は、3年を経過した場合は当該データの保存に代えて、当該データの内容を電子データその他の保存に最も適した媒体に記録して保存することができる。

(研究データ等の開示)

第7条 研究者等は最高管理責任者又は研究倫理教育責任者から要請があった場合には研究データ等の開示を行わなければならない。

(退職者等の扱い)

第8条 本学を退職した研究者等(以下「退職者等」という。)の研究データ等の管理保存については、第4条を準用し、保存期間については第5条を準用する。

2 退職者等の研究データ等は、研究成果の発表から3年を経過していない場合でも第7条を準用し、他の媒体により保存することができる。

(学生による研究成果)

第9条 学生による研究成果のうち競争的資金等により行う研究についてはこの規程の対象とし研究者と同様に扱う。

(事務)

第10条 この規程に基づく事務は、事務部が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。